

宮城県内水面漁場計画  
共同漁業権

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
内共第1号	第5種共同漁業	あゆ漁業 いわな漁業 うぐい漁業 こい漁業 やまめ(さくらますを含む)漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	気仙沼市 地先 大川 廿一川	次の基線甲ーア、乙ーイ、丙ーウと河岸線とによって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市川口町二丁目の大川と川口橋との交差点下流端 左岸 基点乙 気仙沼市前木大川の岩手県と宮城県との県境下流端左岸 基点丙 気仙沼市新月上廿一地内廿一川の砂防堰堤下流端右岸 ア 基点甲の対岸大川と川口橋との交差点下流端 イ 基点乙の対岸大川の岩手県と宮城県との県境下流端 ウ 基点丙の対岸廿一川の砂防堰堤下流端	県の指示する 増殖事業を 実施すること	団体漁業権	気仙沼市 (平成18年3月31日 合併前の旧気仙 沼市に限る)	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
内共第2号	第5種共同漁業	あゆ漁業 いわな漁業 うぐい漁業 こい漁業 ふな漁業 やまめ(さくらますを含む)漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	気仙沼市 本吉町 地先 小泉川 津谷川 馬籠川 午王野沢川 荒田川	次の基線甲ーア、乙ーイ、丙ーウ、丁ーエ、戊ーオと河岸線 とによって囲まれた区域 基点甲 気仙沼市本吉町小泉川河口外尾川水門下流端左岸 基点乙 気仙沼市本吉町大柴馬籠川と追分前橋との交差点 下流端左岸 基点丙 岩手県と宮城県境に建てた津谷川左岸標柱 基点丁 気仙沼市本吉町午王野沢の午王野沢川と水取川との 合流点下流端右岸 基点戊 気仙沼市本吉町荒田川狼の巣ダム堰堤下流端右岸 ア 基点甲から対岸12度の線と対岸との交差点 イ 基点乙の対岸馬籠川と追分前橋との交差点下流端 ウ 基点丙の対岸岩手県と宮城県の県境 エ 基点丁の対岸午王野沢川と水取川との合流点下流端 オ 基点戊の対岸狼の巣ダム堰堤下流端	県の指示する 増殖事業を 実施すること	団体漁業権	気仙沼市本吉町	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
内共第3号	第5種共同漁業	あゆ漁業 いわな漁業 うなぎ漁業 やまめ(さくらますを含む)漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	本吉郡南三陸町 志津川 入谷 地先 八幡川 桜葉川	次の基線甲ーア、乙ーイ、丙ーウと河岸線とによって囲まれた区域 基点甲 南三陸町志津川汐見町八幡川河口八幡川1号樋門下流 端右岸 基点乙 南三陸町入谷岩沢八幡川と黒森2号橋との交差点下流端 左岸 基点丙 南三陸町志津川秋目川砂防堰堤下流端右岸 ア 基点甲から101度の線と対岸との交差点 イ 基点乙の対岸八幡川と黒森2号橋との交差点下流端 ウ 基点丙の対岸秋目川砂防堰堤下流端	県の指示する 増殖事業を 実施すること	団体漁業権	本吉郡南三陸町	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
内共第4号	第5種共同漁業	あゆ漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 かじか漁業 やまめ(さくらますを含む)漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	本吉郡南三陸町 志津川 入谷 地先 水尻川 入大船沢川	次の基線甲ーア、乙ーイと河岸線とによって囲まれた区域 基点甲 南三陸町志津川汐見町水尻川と水尻橋との交差点下流端 右岸 基点乙 南三陸町入谷入大船沢の入大船沢川正鶴の森東屋 ア 基点甲の対岸水尻川と水尻橋との交差点下流端 イ 基点乙から134度の線と対岸との交差点	県の指示する 増殖事業を 実施すること	団体漁業権	本吉郡南三陸町	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
内共第5号	第5種共同漁業	あゆ漁業 いわな漁業 うぐい漁業 こい漁業 にじます漁業 やまめ(さくらますを含む)漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	栗原市 栗駒 一迫 若柳 志波姫 築館 地先  迫川 一迫川 長崎川 二迫川 熊川 小野松沢 シツミクキ沢 ヒアシクラ沢 マダラ沢	次の基線甲ーア、乙ーイ、丙ーウ、丁ーエ、戊ーオ、己ーカ、 庚ーキ、辛ークと河岸線とによって囲まれた区域(シツミクキ沢 を含む) 基点甲 栗原市若柳と登米市迫町の境界に建てた迫川右岸標柱 基点乙 栗原市若柳大林迫川の一迫川と三迫川との合流点下流端 右岸 基点丙 栗原市一迫川口上滝野一迫川の上滝野堰堤下流端右岸 基点丁 栗原市一迫川台長崎川の川台堰堤下流端右岸 基点戊 栗原市栗駒二迫川の小野松沢と下松沢との合流点下流 端右岸 基点己 栗原市栗駒鈴ヶ森の二迫川本流マダラの滝上流端右岸 基点庚 栗原市栗駒世界谷地のヒアシクラ沢と道路との交差点下 流端右岸 基点辛 栗原市栗駒稲屋敷大鳥東熊川と熊川橋との交差点下流端 右岸 ア 基点甲の対岸迫川標柱 イ 基点乙の対岸一迫川と三迫川との合流点下流端 ウ 基点丙の対岸上滝野堰堤下流端 エ 基点丁の対岸川台堰堤下流端 オ 基点戊の対岸小野松沢と下松沢との合流点下流端 カ 基点己の対岸マダラの滝上流端 キ 基点庚の対岸ヒアシクラ沢と道路との交差点下流端 ク 基点辛の対岸熊川と熊川橋との交差点下流端	県の指示する 増殖事業を 実施すること	団体漁業権	栗原市 栗駒 一迫 若柳 志波姫 築館	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
内共第6号	第5種共同漁業	あゆ漁業 いわな漁業 うぐい漁業 こい漁業 にじます漁業 やまめ(さくらますを含む)漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	栗原市 若柳 栗駒 金成 地先  三迫川 夏川 鳥沢川 軽辺川 ヒヤシ沢 御沢 デロコ沢 岩魚沢 裏沢 新湯沢 ドゾウ沢	次の基線甲ーア、乙ーイ、丙ーウ、丁ーエ、戊ーオ、己ーカ、 庚ーキ、辛ーク、壬ーケと河岸線とによって囲まれた区域 基点甲 栗原市若柳大林一迫川と三迫川との合流点下流端右岸 基点乙 栗原市栗駒三迫川上流ヒヤシ沢のヒヤシ沢堰堤下流端 右岸 基点丙 栗原市栗駒三迫川上流御沢と栗駒登山道(御沢掛コー ス)との交差点下流端右岸 基点丁 栗原市栗駒三迫川上流デロコ沢と栗駒登山道(御沢掛 コース)との交差点下流端右岸 基点戊 栗原市栗駒三迫川上流岩魚沢と栗駒登山道(御沢掛コ ース)との交差点下流端右岸 基点己 栗原市栗駒三迫川上流新湯沢と新湯登山道との交差点 下流端右岸 基点庚 栗原市栗駒三迫川上流ドゾウ沢の荒滝上流端右岸 基点辛 栗原市金成桜町夏川合流点右岸標柱 基点壬 栗原市栗駒鳥沢鳥沢川の不動滝口右岸標柱 ア 基点甲の対岸一迫川と三迫川との合流点下流端 イ 基点乙の対岸ヒヤシ沢堰堤下流端 ウ 基点丙の対岸御沢と栗駒登山道(御沢掛コース)との 交差点下流端 エ 基点丁の対岸デロコ沢と栗駒登山道(御沢掛コース)との 交差点下流端 オ 基点戊の対岸岩魚沢と栗駒登山道(御沢掛コース)との 交差点下流端 カ 基点己の対岸新湯沢と新湯登山道との交差点下流端 キ 基点庚の対岸荒滝上流端 ク 基点辛の対岸夏川合流点標柱 ケ 基点壬の対岸鳥沢川不動滝口標柱	県の指示する 増殖事業を 実施すること	団体漁業権	栗原市 若柳 栗駒 金成	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
内共第7号	第5種共同漁業	いわな漁業 うぐい漁業 こい漁業 にじます漁業 ふな漁業 やまめ(さくらますを含む)漁業 わかさぎ漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	栗原市 花山 地先 一迫川 花山ダム 花山沢 砥沢川 金沢 岩ノ目沢 相達沢 伊豆根沢 川原小屋沢 腰抜沢 小桧沢 相ノ沢 白桧沢 母沢	次の基線甲ーア、乙ーイ、丙ーウ、丁ーエ、戊ーオ、己ーカ、 庚ーキ、辛ーク、壬ーケ、癸ーコ、子ーサ、丑ーシ、寅ースと河 岸線とによって囲まれた区域 基点甲 栗原市花山本沢花山ダム堰堤上流端左岸 基点乙 栗原市花山本沢岳山国有林内母沢と御境沢との合流点 下流端右岸 基点丙 栗原市花山本沢花山沢虚空蔵堰堤下流端右岸 基点丁 栗原市花山本沢砥沢川の栗原市栗駒と栗原市花山との 境界右岸 基点戊 栗原市花山本沢金沢と金沢南橋との交差点下流端右岸 基点己 栗原市花山本沢国有林内岩ノ目沢の岩ノ目沢堰堤下流 端右岸 基点庚 栗原市花山本沢国有林内相達林道と相達沢との交差点 下流端右岸 基点辛 栗原市花山本沢国有林内伊豆根沢と伊豆根林道揚石橋 との交差点下流端右岸 基点壬 栗原市花山岳山国有林内川原小屋沢の栗原市栗駒と栗 駒市花山との境界右岸 基点癸 栗原市花山岳山国有林内川原小屋林道と腰抜沢との交 差点下流端右岸 基点子 栗原市花山岳山国有林内小桧沢と川原小屋林道小桧沢 2号橋との交差点下流端右岸 基点丑 栗原市花山岳山国有林内湯浜温泉の栗駒登山道(湯浜コ ース)と相ノ沢との交差点下流端右岸 基点寅 栗原市花山岳山国有林内湯浜温泉の栗駒登山道(湯浜コ ース)と白桧沢との交差点下流端右岸 ア 基点甲の対岸花山ダム堰堤上流端 イ 基点乙の対岸母沢と御境沢との合流点下流端 ウ 基点丙の対岸花山沢虚空蔵堰堤下流端 エ 基点丁の対岸砥沢川の栗原市栗駒と栗原市花山との境界 オ 基点戊の対岸金沢と金沢南橋との交差点下流端 カ 基点己の対岸岩ノ目沢堰堤下流端 キ 基点庚の対岸相達沢林道と相達沢との交差点下流端 ク 基点辛の対岸伊豆根沢と揚石橋との交差点下流端 ケ 基点壬の対岸川原小屋沢の栗原市栗駒と栗原市花山との境界 コ 基点癸の対岸川原小屋林道と腰抜沢との交差点下流端 サ 基点子の対岸小桧沢と小桧沢2号橋との交差点下流端 シ 基点丑の対岸栗駒登山道(湯浜コース)と相ノ沢との交差点 下流端 ス 基点寅の対岸栗駒登山道(湯浜コース)と白桧沢との交差点 下流端	県の指示する 増殖事業を 実施すること	団体漁業権	栗原市 花山	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
内共第8号	第5種共同漁業	いわな漁業 うぐい漁業 こい漁業 にじます漁業 ふな漁業 やまめ(さくらますを含む)漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	栗原市 花山 地先 草木川 軽井沢	次の基線甲ーア、乙ーイと河岸線とによって囲まれた区域 基点甲 栗原市一迫と栗原市花山の境界花山越小滝堰堤下流 端左岸 基点乙 栗原市花山軽井沢の予第6号堰堤下流端右岸 ア 基点甲の対岸小滝堰堤下流端 イ 基点乙の対岸軽井沢の予第6号堰堤下流端	県の指示する 増殖事業を 実施すること	団体漁業権	栗原市 花山	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
内共第9号	第5種共同漁業	いわな漁業 やまめ(さくらますを含む)漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	栗原市 花山 地先 長崎川 大清水沢	次の基線甲ーア、乙ーイ、丙ーウと河岸線とによって囲まれた区域 基点甲 栗原市花山大平長崎川と大滝橋との交差点下流端右岸 基点乙 栗原市花山下長崎川の御番沢砂防ダム堰堤下流端右岸 基点丙 栗原市花山大清水沢の板ヶ沢堰堤下流端右岸 ア 基点甲の対岸長崎川と大滝橋との交差点下流端 イ 基点乙の対岸御番沢砂防ダム堰堤下流端 ウ 基点丙の対岸板ヶ沢堰堤下流端	県の指示する 増殖事業を 実施すること	団体漁業権	栗原市 花山	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
内共第10号	第5種共同漁業	うなぎ漁業 えび漁業 こい漁業 ふな漁業 わかさぎ漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	登米市 迫町 栗原市 築館 志波姫 若柳 地先 伊豆沼 内沼 荒川 萩沢川 照越川 八沢川 落堀川 熊谷川	次の基線甲ーア、乙ーイ、丙ーウ、丁ーエ、戊ーオを結んだ線 によって囲まれた伊豆沼、内沼及びこれを連結する区域 基点甲 登米市迫町北方泥内荒川と泥内橋との交差点上流端 左岸 基点乙 栗原市築館原田の萩沢川と萩沢上土橋との交差点上 流端左岸 基点丙 栗原市築館照越の照越川と神田橋との交差点上流端 左岸 基点丁 栗原市築館八沢の八沢川と竹ノ下橋との交差点上流端 左岸 基点戊 栗原市志波姫南郷間海の熊谷川と八木橋との交差点 上流端左岸 ア 基点甲の対岸荒川と泥内橋との交差点上流端 イ 基点乙の対岸萩沢川と上土橋との交差点上流端 ウ 基点丙の対岸照越川と神田橋との交差点上流端 エ 基点丁の対岸八沢川と竹ノ下橋との交差点上流端 オ 基点戊の対岸熊谷川と八木橋との交差点上流端	1 簀建5ヶ統 、地曳網8ヶ統 、小型定置網 83ヶ統、四ツ 手網5ヶ統 以内とする 2 県の指示 する増殖事業 を実施するこ と	団体漁業権	登米市 迫町 栗原市 築館 志波姫 若柳	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
内共第11号	第5種共同漁業	うなぎ漁業 えび漁業 こい漁業 ふな漁業 わかさぎ漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	登米市 迫町 地先 長沼	長沼	1 地曳網3ヶ 統、小型定置 網50ヶ統以内 とする 2 県の指示 する増殖事業 を実施するこ と	団体漁業権	登米市 迫町	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
内共第12号	第5種共同漁業	あゆ漁業 いわな漁業 うぐい漁業 かじか漁業 こい漁業 にじます漁業 ふな漁業 やまめ(さくらますを含む)漁業 わかさぎ漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	大崎市 鳴子温泉 地先 鳴子ダム 荒雄川(江合川) 田代川 寒風沢 荒砥沢 赤沢 火の沢(大沢川) 田沢川 宮沢 片隅川 草木沢 軍沢川 森子芦沢 仙北沢 上芦沢 杉ノ森沢 寒湯沢 芦沢 保呂内沢 鎌内沢 古沢 岩魚沢 猪の倉沢 新井山沢 上大沢ダム	次の基線甲ーア、乙ーイ、丙ーウ、丁ーエ、戊ーオ、己ーカ、庚ーキ、辛ーク、壬ーケ、癸ーコ、子ーサ、丑ーシ、寅ース、卯ーセ、辰ーソ、巳ータ、午ーチ、未ーツ、申ーテ、酉ート、戌ーナ、亥ーニと河岸線とによって囲まれた区域(芦沢、軍沢川、仙北沢、猪の倉沢、新井山沢支流を含む) 基点甲 大崎市鳴子温泉岩渕鳴子ダム堰堤上流端左岸 基点乙 大崎市鳴子温泉鬼首岩入荒雄川(江合川)と滝沢との合流点下流端左岸 基点丙 大崎市鳴子温泉鬼首田代川と鳴子町道との交差点下流端左岸 基点丁 大崎市鳴子温泉鬼首寒風沢の国有林内寒風沢大滝上流端左岸 基点戊 大崎市鳴子温泉鬼首赤沢の国有林内赤沢谷止堰堤下流端左岸 基点己 大崎市鳴子温泉鬼首荒砥沢の国有林内荒砥大滝上流端左岸 基点庚 大崎市鳴子温泉鬼首禿岳火の沢の国有林と民有地の境界左岸 基点辛 大崎市鳴子温泉鬼首禿岳田沢川の国有林と民有地の境界左岸 基点壬 大崎市鳴子温泉鬼首宮沢と国有林内西ノ又沢との合流点下流端左岸 基点癸 大崎市鳴子温泉鬼首禿岳片隅川の国有林と民有地の境界左岸 基点子 大崎市鳴子温泉鬼首草木沢の国有林内上の滝上流端左岸 基点丑 大崎市鳴子温泉鬼首軍沢川の国有林内黒滝上流端左岸 基点寅 大崎市鳴子温泉鬼首森子芦沢の国有林内三段滝上流端左岸 基点卯 大崎市鳴子温泉鬼首仙北沢大滝上流端左岸 基点辰 大崎市鳴子温泉鬼首上芦沢の国有林内上芦沢大滝上流端左岸 基点巳 大崎市鳴子温泉鬼首杉ノ森沢と国有林内杉ノ森沢線歩道との交差点下流端左岸 基点午 大崎市鳴子温泉鬼首寒湯沢と国有林内須金岳歩道との交差点下流端左岸 基点未 大崎市鳴子温泉鬼首保呂内沢とネキス沢との合流点下流端左岸 基点申 大崎市鳴子温泉鬼首鎌内沢の盗人滝上流端左岸 基点酉 大崎市鳴子温泉鬼首古沢と国有林内古沢林道との交差点下流端左岸 基点戌 大崎市鳴子温泉鬼首岩魚沢と国有林内岩魚沢林道との交差点下流端左岸 基点亥 大崎市鳴子温泉鬼首上大沢ダムに架せられたる山蔭橋の下流60m地点左岸 ア 基点甲の対岸鳴子ダム堰堤上流端 イ 基点乙の対岸荒雄川(江合川)と滝沢との合流点下流端	県の指示する 増殖事業を 実施すること	団体漁業権	大崎市 鳴子温泉	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
					ウ 基点丙の対岸田代川と鳴子町道との交差点下流端 エ 基点丁の対岸寒風沢大滝上流端 オ 基点戊の対岸谷止堰堤下流端 カ 基点己の対岸荒砥大滝上流端 キ 基点庚の対岸火の沢の国有林と民有地の境界 ク 基点辛の対岸田沢川の国有林と民有地の境界 ケ 基点壬の対岸宮沢と西ノ又沢との合流点下流端 コ 基点癸の対岸片隅川の国有林と民有地の境界 サ 基点子の対岸上の滝上流端 シ 基点丑の対岸軍沢川黒滝上流端 ス 基点寅の対岸三段滝上流端 セ 基点卯の対岸仙北沢大滝上流端 ソ 基点辰の対岸上芦沢大滝上流端 タ 基点巳の対岸杉ノ森沢と杉ノ森沢線歩道との交差点下流端 チ 基点午の対岸寒湯沢と須金岳歩道との交差点下流端 ツ 基点未の対岸保呂内沢とネキス沢との合流点下流端 テ 基点申の対岸鎌内沢の盗人滝上流端 ト 基点酉の対岸古沢と古沢林道との交差点下流端 ナ 基点戌の対岸岩魚沢と岩魚沢林道との交差点下流端 ニ 基点亥から270度の線と対岸との交差点					

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
内共第13号	第5種共同漁業	あゆ漁業 いわな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 かじか漁業 こい漁業 にじます漁業 ふな漁業 やまめ(さくらますを含む)漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	石巻市 (平成17年4月1 日合併前の旧河 南町に限る) 遠田郡涌谷町 大崎市 鳴子温泉 岩出山 田尻 古川 遠田郡美里町 地先  江合川(新江合 川、八ヶ村江川 含む) 田尻川 大谷川 青木川(定川) 蛭沢川 出来川 美女川 湯沢 築沢 岩堂沢 軽井沢 東遠清水沢	次の基線甲ーア、乙ーイ、丙ーウ、丁ーエ、戊ーオ、己ーカ、 庚ーキ、辛ーク、壬ーケ、癸ーコ、子ーサ、丑ーシと河岸線とに よって囲まれた区域 基点甲 石巻市和渕江合川右岸旧北上川合流点標柱 基点乙 大崎市鳴子温泉尿前江合川右岸大谷川合流点標柱 基点丙 大崎市鳴子温泉陣ヶ森大谷川と西遠清水沢との合流点 下流端右岸 基点丁 石巻市北村青木川(定川)の旧遠田郡南郷町と旧桃生郡 河南町との境界右岸 基点戊 大崎市古川大柳大堰内川(新江合川)と鳴瀬川との合流 点下流端右岸 基点己 遠田郡美里町成田美女川の大崎市古川と旧遠田郡小牛 田町との境界右岸 基点庚 大崎市鳴子温泉通原湯沢と町道通原線との交差点下流 端右岸 基点辛 大崎市岩出山大学町蛭沢川の東昌寺沢と保土沢との合 流点下流端右岸 基点壬 大崎市鳴子温泉沼井築沢と築沢林道沼井1号橋との交 差点下流端右岸 基点癸 大崎市鳴子温泉岩堂沢と熊沢との合流点下流端右岸 基点子 大崎市鳴子温泉軽井沢の砂防堰堤1号下流端右岸 基点丑 大崎市鳴子温泉東遠清水沢の東遠清水沢砂防堰堤下 流端右岸 ア 基点甲から26度45分の線と対岸との交差点標柱 イ 基点乙から35度の線と対岸との交差点標柱 ウ 基点丙の対岸大谷川と西遠清水沢との合流点下流端 エ 基点丁の対岸青木川(定川)の旧遠田郡南郷町と旧桃生郡 河南町との境界 オ 基点戊の対岸内川(新江合川)と鳴瀬川との合流点下流端 カ 基点己の対岸美女川の大崎市古川と旧遠田郡小牛田町と の境界 キ 基点庚の対岸湯沢と町道通原線との交差点下流端 ク 基点辛の対岸東昌寺沢と保土沢との合流点下流端 ケ 基点壬の対岸築沢と林道沼井1号橋との交差点下流端 コ 基点癸の対岸岩堂沢と熊沢との合流点下流端 サ 基点子の対岸軽井沢の砂防堰堤1号下流端 シ 基点丑の対岸東遠清水沢砂防堰堤下流端	県の指示する 増殖事業を 実施すること	団体漁業権	石巻市(平成17年 4月1日合併前の 旧河南町に限る) 遠田郡涌谷町 遠田郡美里町 (平成18年1月 1日合併前の 旧小牛田町に限 る) 大崎市 鳴子温泉 岩出山 田尻 古川	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
内共第14号	第5種共同漁業	あゆ漁業 いわな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 かじか漁業 こい漁業 にじます漁業 ふな漁業 やまめ(さくらますを含む)漁業 わかさぎ漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	東松島市(平成 17年4月1日合 併前の旧鳴瀬町 に限る) 宮城郡松島町 大崎市 鹿島台 黒川郡大郷町 黒川郡大和町 黒川郡大衡村 富谷市 地先  吉田川 鶴田川 善川 味明川 滑川 西川 竹林川 宮床川 毒川(新堀川) 南川 難波川 大堀(埋川) 嘉太神川	次の基線甲ーア、乙ーイ、丙ーウ、丁ーエ、戊ーオ、己ーカ、 庚ーキ、辛ーク、壬ーケ、癸ーコ、子ーサ、丑ーシ、寅ース、卯 ーセと河岸線とによって囲まれた区域 基点甲 東松島市野蒜下沼翁崎鳴瀬川堤防下流端右岸 基点乙 黒川郡大和町吉田字仲見山吉田川高倉山滝上流端左岸 基点丙 大崎市鹿島台阿弥陀前毒川(新堀川)と岩渕橋との交差点 下流端左岸 基点丁 黒川郡大郷町字長田堀東鶴田川大堰堰堤下流端左岸 基点戊 黒川郡大衡村字針仲大堀(埋川)と馬橋との交差点下流端 左岸 基点己 黒川郡大衡村大瓜字青木善川の青木堰堤下流端右岸 基点庚 黒川郡大郷町川内字新味明川の新堰堤下流端右岸 基点辛 黒川郡大郷町鶴崎字住吉滑川の住吉堰堤下流端右岸 基点壬 黒川郡富谷市富谷源内西川の高屋敷堰堤下流端右岸 基点癸 黒川郡大和町小野馬場竹林川の前河原堰堤下流端左岸 基点子 黒川郡大和町宮床佐平山宮床川と洞門橋との交差点 下流端左岸 基点丑 黒川郡大和町宮床難波川滝原滝上流端右岸 基点寅 黒川郡大和町吉田字嘉太神川と嘉太神橋との交差点 下流端左岸 基点卯 黒川郡大和町吉田南川の高山堰堤下流端右岸 ア 基点甲から350度の線と対岸との交差点 イ 基点乙の高倉山滝上流端 ウ 基点丙の対岸毒川(新堀川)と岩渕橋との交差点下流端 エ 基点丁の対岸鶴田川大堰堰堤下流端 オ 基点戊の対岸大堀(埋川)と馬橋との交差点下流端 カ 基点己の対岸青木堰堤下流端 キ 基点庚の対岸新堰堤下流端 ク 基点辛の対岸住吉堰堤下流端 ケ 基点壬の対岸高屋敷堰堤下流端 コ 基点癸の対岸前河原堰堤下流端 サ 基点子の対岸宮床川と洞門橋との交差点下流端 シ 基点丑の対岸滝原滝上流端 ス 基点寅の対岸嘉太神川と嘉太神橋との交差点下流端 セ 基点卯の対岸高山堰堤下流端	県の指示する 増殖事業を 実施すること	団体漁業権	東松島市(平成17 年4月1日合併前 の旧鳴瀬町に限 る) 宮城郡松島町 大崎市 鹿島台 黒川郡大郷町 黒川郡大和町 黒川郡大衡村 富谷市	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
内共第15号	第5種共同漁業	あゆ漁業 いわな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 かじか漁業 こい漁業 にじます漁業 ふな漁業 やまめ(さくらますを含む)漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	東松島市(平成 17年4月1日合 併前の旧鳴瀬町 に限る) 大崎市 松山 鹿島台 三本木 古川 宮城郡松島町 遠田郡美里町 加美郡加美町 加美郡色麻町 地先  鳴瀬川 多田川 鳥川 鹿又川 大滝川 青野川 芦滑沢 長谷川 保野川 深川 花川 寒風沢川(田川) 二ツ石川 唐府沢 外唐府沢 内唐府沢 水花沢 外川(筒砂子川) 朝日沢 夕日沢	次の基線甲ーア、乙ーイ、丙ーウ、丁ーエ、戊ーオ、己ーカ、 庚ーキ、辛ーク、壬ーケ、癸ーコ、子ーサ、丑ーシ、寅ース、卯 ーセ、辰ーソ、巳ータ、午ーチ、未ーツ、申ーテと河岸線とによ って囲まれた区域 基点甲 東松島市野蒜下沼翁崎鳴瀬川堤防下流端右岸 基点乙 加美郡加美町辻倉沢の朝日沢黒滝上流端右岸 基点丙 大崎市古川矢目多田川と三軒橋との交差点下流端 右岸 基点丁 加美郡加美町大平鳥川の上流堰堤下流端右岸 基点戊 加美郡加美町二ツ石川の二ツ石堰堤下流端右岸 基点己 加美郡加美町鹿又川の葡萄沢堰堤下流端右岸 基点庚 加美郡加美町大滝川の左岸避難小屋 基点辛 加美郡加美町鹿原獄山青野川の長沼滝上流端右岸 基点壬 加美郡色麻町平沢長谷川の平沢堰堤下流端右岸 基点癸 加美郡色麻町保野川大滝上流端右岸 基点子 加美郡色麻町王城寺渡戸南深川と大師橋との交差点 下流端右岸 基点丑 加美郡色麻町金洗花川右岸標柱 基点寅 加美郡加美町寒風沢の寒風沢川(田川)と松沢との合 流点下流端右岸 基点卯 加美郡加美町唐府沢の外唐府沢分水嶺右岸 基点辰 加美郡加美町唐府沢の内唐府沢分水嶺右岸 基点巳 加美郡加美町辻倉沢の夕日沢分水嶺右岸 基点午 加美郡加美町青野水花沢と水花橋との交差点下流端 右岸 基点未 加美郡加美町外川(筒砂子川)上流堰堤下流端右岸 基点申 加美郡加美町内川の魚取沼下流の滝上流端右岸 ア 基点甲から60度の線と対岸との交差点 イ 基点乙の対岸黒滝上流端 ウ 基点丙の対岸多田川と三軒橋との交差点下流端 エ 基点丁の対岸鳥川の上流堰堤下流端 オ 基点戊の対岸二ツ石堰堤下流端 カ 基点己の対岸葡萄沢堰堤下流端 キ 基点庚から130度の線と対岸との交差点 ク 基点辛の対岸長沼滝上流端 ケ 基点壬の対岸平沢堰堤下流端 コ 基点癸の対岸大滝上流端 サ 基点子の対岸深川と大師橋との交差点下流端 シ 基点丑の対岸花川標柱 ス 基点寅の対岸寒風沢川(田川)と松沢との合流点下流端 セ 基点卯の対岸外唐府沢分水嶺 ソ 基点辰の対岸内唐府沢分水嶺 タ 基点巳の対岸夕日沢分水嶺 チ 基点午の対岸水花沢と水花橋との交差点下流端 ツ 基点未の対岸外川(筒砂子川)上流堰堤下流端 テ 基点申の対岸魚取沼下流の滝上流端	県の指示する 増殖事業を 実施すること	団体漁業権	東松島市(平成17 年4月1日合併前 の旧鳴瀬町に限 る) 宮城郡松島町 遠田郡美里町 大崎市 鹿島台 三本木 古川 加美郡加美町 加美郡色麻町 黒川郡大和町	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	条件	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	新規又は継続の別	存続期間
内共第16号	第5種共同漁業	うなぎ漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	仙台市 地先  貞山運河	次の基線甲ーア、乙ーイと河岸線とによって囲まれた区域 基点甲 仙台市若林区藤塚下川原名取川と貞山運河との合流 点上流端左岸 基点乙 仙台市宮城野区蒲生七北田川と貞山運河との合流点 下流端右岸  ア 基点甲から125度の線と対岸との交差点 イ 基点乙から125度の線と対岸との交差点	県の指示する 増殖事業を 実施すること	団体漁業権	仙台市	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
内共第17号	第5種共同漁業	あゆ漁業 いわな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 かじか漁業 こい漁業 にじます漁業 ふな漁業 やまめ(さくらますを含む)漁業 わかさぎ漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	石巻市(平成17 年4月1日合併 前の旧石巻市、 桃生町、 河北町、 河南町、 北上町) 登米市 中田町 登米町 豊里町 米山町 南方町 津山町 東和町 遠田郡涌谷町 大崎市 田尻 地先  北上川 旧北上川 皿貝川 富士川 富士沼 真野川 高木川 日向川 二股川 鱒淵川 大関川 羽沢川 旧迫川(古川含む) 迫川 追波川 昆布沼 二江堀 大沢川	次の基線甲ーア、乙ーイ、丙ーウ、丁ーエ、戊ーオ、己ーカ、 庚ーキ、辛ーク、壬ーケ、癸ーコ、子ーサ、丑ーシ、寅ース、卯 ーセと河岸線とによって囲まれた区域(昆布沼、二江堀、古川、 追波川、富士沼、富士川を含む) 基点甲 石巻市住吉巻石前旧北上川右岸標柱 基点乙 登米市中田町上沼小名倉山林103、104番の1境北上 川右岸標柱 基点丙 石巻市北上町十三浜立神126北上川左岸標柱 基点丁 登米市米山町山吉田迫川と吉田橋との交差点下流端右 岸 基点戊 登米市米山町山吉田揚水機場下流端右岸 基点己 登米市東和町米川東上沢292番の1二股川右岸標柱 基点庚 登米市東和町米川馬ノ足鱒淵川の力畑堰堤下流端右岸 基点辛 登米市東和町米谷福平大関川と相川橋との交差点下流 端右岸 基点壬 登米市登米町日根牛北沢山羽沢川砂防1号堰堤下流端 右岸 基点癸 石巻市皿貝皿貝川と皿貝橋との交差点下流端右岸 基点子 石巻市高木仲田高木川と中才橋との交差点下流端右岸 基点丑 石巻市高木横土手真野川と大橋との交差点下流端右岸 基点寅 石巻市真野館坂下日向川と日影川合流点に架せられた る道場橋との交差点下流端右岸 基点卯 石巻市北上町女川大峰(追分)大沢川右岸標柱 ア 基点甲から110度の線との交差点標柱 イ 基点乙から75度の線と対岸との交差点標柱 ウ 基点丙から170度の線と対岸との交差点標柱 エ 基点丁の対岸迫川と吉田橋との交差点下流端 オ 基点戊の対岸揚水機場下流端 カ 基点己から170度の線と対岸との交差点標柱 キ 基点庚の対岸力畑堰堤下流端 ク 基点辛の対岸大関川と相川橋との交差点下流端 ケ 基点壬の対岸羽沢川砂防1号堰堤下流端 コ 基点癸の対岸皿貝川と皿貝橋との交差点下流端 サ 基点子の対岸高木川と中才橋との交差点下流端 シ 基点丑の対岸真野川と大橋との交差点下流端 ス 基点寅の対岸日向川と日影川合流点に架せられたる道場橋 との交差点下流端 セ 基点卯の対岸標柱	県の指示する 増殖事業を 実施すること	団体漁業権	石巻市(平成17年 4月1日合併前の 旧石巻市、 桃生町、 河北町、 河南町、 北上町に限る) 登米市 中田町 登米町 豊里町 米山町 南方町 津山町 東和町 遠田郡涌谷町 大崎市 田尻	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
内共第18号	第5種共同漁業	あゆ漁業 いわな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 こい漁業 にじます漁業 ふな漁業 やまめ(さくらますを含む)漁業 わかさぎ漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	仙台市 名取市 柴田郡川崎町 地先 名取川 前川 立野川 碁石川(太郎川 含む) 北川 穴戸沢 本砂金川 小屋の沢川 坂元沢 仙人沢 仙人沢左俣 大行沢	次の基線甲ーア、乙ーイ、丙ーウ、丁ーエ、戊ーオ、己ーカ、 庚ーキ、辛ークと河岸線とによって囲まれた区域、及び北川は仙 人沢との合流点まで、坂元沢は笹谷浄水場取水堰下流端まで、仙 人沢は仙人大滝下流の滝まで、仙人沢左俣は仙人沢との合流点よ り上流ひとつめの支流との合流点まで、大行沢は樋ノ沢との合流 点までの区域 基点甲 名取市閑上名取川と貞山運河との合流点上流端右岸 基点乙 仙台市太白区秋保町名取川と風の洞橋との交差点下流 端右岸 基点丙 柴田郡川崎町青根前川上流上の原官有地内上の原官林 砂防堰堤下流端右岸 基点丁 柴田郡川崎町今宿田中立野川と轟川橋との交差点下流 端右岸 基点戊 柴田郡川崎町柳生太郎川と南北太郎川との合流点下流 端右岸 基点己 仙台市太白区秋保町野尻穴戸沢の上の滝上流端右岸 基点庚 柴田郡川崎町本砂金本砂金川砂防堰堤下流端右岸 基点辛 柴田郡川崎町名乗小屋の沢川とブドウ沢との合流点下流 端右岸 ア 基点甲から27度の線と対岸との交差点 イ 基点乙の対岸名取川と風の洞橋との交差点下流端 ウ 基点丙の対岸前川上流上の原官林砂防堰堤下流端 エ 基点丁の対岸立野川と轟川橋との交差点下流端 オ 基点戊の対岸太郎川と南北太郎川との合流点下流端 カ 基点己の対岸上の滝上流端 キ 基点庚の対岸本砂金川砂防堰堤下流端 ク 基点辛の対岸小屋の沢川とブドウ沢との合流点下流端	県の指示する 増殖事業を 実施すること	団体漁業権	仙台市 名取市 柴田郡川崎町	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
内共第19号	第5種共同漁業	あゆ漁業 いわな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 こい漁業 にじます漁業 ふな漁業 やまめ(さくらますを含む)漁業 わかさぎ漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	仙台市 柴田郡川崎町 地先 広瀬川 新川川 大倉川 矢沢 横川 青下川 豆沢川	次の基線甲ーア、乙ーイ、丙ーウ、丁ーエ、戊ーオ、己ーカ、 庚ーキと河岸線とによって囲まれた区域 基点甲 仙台市太白区郡山吹上下広瀬川と名取川との合流点 下流端右岸 基点乙 仙台市青葉区作並宿広瀬川砂防堰堤下流端右岸 基点丙 仙台市青葉区新川の南沢と北沢との合流点下流端右岸 基点丁 仙台市青葉区定義大倉川十里平の堰堤(いんくらいん 堰堤)下流端右岸 基点戊 仙台市青葉区後白髪山矢沢と矢沢橋との交差点下流端 右岸 基点己 仙台市青葉区作並青下川と民有林森林計画四十林班 ハ-8に接する林道との交差点下流端右岸 基点庚 仙台市青葉区大倉豆沢川と林道中崎線との交差点下流 端右岸 ア 基点甲から100度の線と対岸との合流点下流端 イ 基点乙の対岸広瀬川砂防堰堤下流端 ウ 基点丙の対岸南沢と北沢との合流点下流端 エ 基点丁の対岸十里平の堰堤(いんくらいん堰堤)下流端 オ 基点戊の対岸矢沢と矢沢橋との交差点下流端 カ 基点己の対岸青下川と林道との交差点下流端 キ 基点庚の対岸豆沢川と林道中崎線との交差点下流端	県の指示する 増殖事業を 実施すること	団体漁業権	仙台市 名取市 柴田郡川崎町	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
内共第20号	第5種共同漁業	いわな漁業 かじか漁業 にじます漁業 やまめ(さくらますを含む)漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	刈田郡蔵王町 白石市 地先 松川 秋山沢川 土井川 田代沢 白子沢 赤尺沢 出口沢 天塚沢 オナシ沢 黒沢 釜沢 土沢	次の基線甲ーア、乙ーイ、丙ーウ、丁ーエ、戊ーオ、己ーカ、 庚ーキ、辛ーク、壬ーケ、癸ーコ、子ーサ、丑ーシ、寅ースと河 岸線とによって囲まれた区域 基点甲 刈田郡蔵王町遠刈田温泉八室松川17号堰堤上流端右岸 基点乙 刈田郡蔵王町遠刈田温泉小妻坂松川7号堰堤下流端右岸 基点丙 刈田郡蔵王町遠刈田温泉倉石岳十五林班秋山沢川6号 堰堤下流端右岸 基点丁 刈田郡蔵王町遠刈田温泉倉石岳十五林班林道秋山沢川 と白子沢との合流点下流端右岸 基点戊 刈田郡蔵王町遠刈田温泉倉石岳二十三林班神嶺土井川 の白石市と蔵王町の境界に建てた標柱 基点己 刈田郡蔵王町遠刈田温泉倉石岳国有林二十二林班田代 沢の白石市と蔵王町の境界に建てた標柱 基点庚 白石市白萩山倉石岳二十五林班神嶺林道と赤尺沢との 交差点下流端右岸 基点辛 刈田郡蔵王町と白石市との出口沢境界に建てた右岸標 柱 基点壬 刈田郡蔵王町遠刈田温泉天塚沢の倉石岳国有林十八林 班の国有林と民有林との境界 基点癸 刈田郡蔵王町遠刈田温泉土沢の倉石岳国有林十八林班 の国有林と民有林との境界 基点子 刈田郡蔵王町遠刈田温泉オナシ沢の倉石岳国有林十八林 班国有林と民有林との境界 基点丑 刈田郡蔵王町円田黒沢と土浮山農道との交差点下流端右 岸 基点寅 刈田郡蔵王町円田土浮山釜沢と県道蔵王川崎線との交 差点下流端右岸 ア 基点甲の対岸松川17号堰堤上流端 イ 基点乙の対岸松川7号堰堤下流端 ウ 基点丙の対岸秋山沢川6号堰堤下流端 エ 基点丁の対岸秋山沢川と白子沢との合流点下流端 オ 基点戊の対岸土井川標柱 カ 基点己の対岸田代沢標柱 キ 基点庚の対岸神嶺林道と赤尺沢との交差点下流端 ク 基点辛の対岸出口沢標柱 ケ 基点壬の対岸天塚沢の国有林と民有林との境界 コ 基点癸の対岸土沢の国有林と民有林との境界 サ 基点子の対岸オナシ沢の国有林と民有林との境界 シ 基点丑の対岸黒沢と土浮山農道との交差点下流端 ス 基点寅の対岸釜沢と県道蔵王川崎線との交差点下流端	県の指示する 増殖事業を 実施すること	団体漁業権	刈田郡蔵王町	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
内共第21号	第5種共同漁業	いわな漁業 かじか漁業 にじます漁業 やまめ(さくらますを含む)漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	刈田郡蔵王町 地先 澄川(松川) 小阿寺沢 小滝沢 ザザ川 萱野沢 八森沢 ツバノ沢	次の基線甲ーア、乙ーイ、丙ーウ、丁ーエ、戊ーオ、己ーカと 河岸線とによって囲まれた区域(萱野沢、八森沢、ツバノ沢を含 む) 基点甲 刈田郡蔵王町七日原将監森東北電力取水口堰堤上流 端右岸 基点乙 刈田郡蔵王町澄川(松川)の峠ノ沢と澄川源頭との合 流点下流端右岸 基点丙 刈田郡蔵王町遠刈田温泉小阿寺沢魚止の滝上流端右 岸 基点丁 刈田郡蔵王町遠刈田温泉小滝沢の小滝上流端右岸 基点戊 刈田郡蔵王町遠刈田温泉松川16号堰堤上流端右岸 基点己 刈田郡蔵王町新地裏東北電力取水口堰堤下流端右岸 ア 基点甲の対岸東北電力取水口堰堤上流端 イ 基点乙の対岸峠ノ沢と澄川源頭との合流点下流端 ウ 基点丙の対岸魚止の滝上流端 エ 基点丁の対岸小滝上流端 オ 基点戊の対岸松川16号堰堤上流端 カ 基点己の対岸東北電力取水口堰堤下流端	県の指示する 増殖事業を 実施すること	団体漁業権	刈田郡蔵王町	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
内共第22号	第5種共同漁業	あゆ漁業 いわな漁業 うぐい漁業 こい漁業 ふな漁業 やまめ(さくらますを含む)漁業 わかさぎ漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	柴田郡柴田町 柴田郡村田町 柴田郡大河原町 刈田郡七ヶ宿町 刈田郡蔵王町 白石市 地先  白石川 阿武隈川 斉川 湯川 児捨川 松川 荒川 横川 川原子沢川 大野沢 茂ヶ沢 小深沢 田堀沢 大梁沢 大深沢 垂清川	次の基線甲ーア、乙ーイ、丙ーウ、丁ーエ、戊ーオ、己ーカ、 庚ーキ、辛ーク、壬ーケ、癸ーコ、子ーサ、丑ーシ、寅ース、卯 ーセ、辰ーソと河岸線とによって囲まれた区域(大深沢、大梁川、 田堀沢を含む) 基点甲 柴田郡柴田町下名生字流新畑57番地の2白石川右岸 標柱 基点乙 刈田郡七ヶ宿町白石川干蒲公民館前右岸 基点丙 柴田郡村田町足立万崎荒川と万崎橋との交差点下流端 右岸 基点丁 刈田郡蔵王町遠刈田温泉八室松川の17号堰堤下流端 右岸 基点戊 白石市福岡深谷三住垂清川と山桜橋との交差点下流端 右岸 基点己 白石市福岡深谷三住垂清川と満天星橋との交差点下流 端右岸 基点庚 白石市福岡八宮二ツ森山湯川の二ツ森滝上流端右岸 基点辛 白石市福岡小学校不忘分校前の川原子沢川右岸標柱 基点壬 刈田郡七ヶ宿町不忘林道と横川との交差点下流端右岸 基点癸 刈田郡七ヶ宿町フスベ山の小深沢三段滝上流端右岸 基点子 刈田郡七ヶ宿町大野沢奥滝上流端右岸 基点丑 刈田郡七ヶ宿町茂ヶ沢入屋敷右岸標柱 基点寅 白石市鶴巻斉川と下鹿子橋との交差点下流端右岸 基点卯 柴田郡柴田町四日市場二本木の柴田町と岩沼市との境 界阿武隈川左岸標柱 基点辰 柴田郡柴田町下名生の柴田町と角田市との境界阿武隈 川左岸標柱 ア 基点甲から13度の線と対岸との交差点標柱 イ 基点乙の対岸白石川干蒲公民館前 ウ 基点丙の対岸荒川と万崎橋との交差点下流端 エ 基点丁の対岸17号堰堤下流端 オ 基点戊の対岸垂清川と山桜橋との交差点下流端 カ 基点己の対岸垂清川と満天星橋との交差点下流端 キ 基点庚の対岸二ツ森滝上流端 ク 基点辛の対岸川原子沢川標柱 ケ 基点壬の対岸不忘林道と横川との交差点下流端 コ 基点癸の対岸三段滝上流端 サ 基点子の対岸奥滝上流端 シ 基点丑の対岸茂ヶ沢標柱 ス 基点寅の対岸斉川と下鹿子橋との交差点下流端 セ 基点卯から189度の線と対岸との交差点標柱 ソ 基点辰から90度の線と対岸との交差点標柱	県の指示する 増殖事業を 実施すること	団体漁業権	柴田郡柴田町 柴田郡村田町 柴田郡大河原町 刈田郡蔵王町 刈田郡七ヶ宿町 白石市 名取市 角田市	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
内共第23号	第5種共同漁業	あゆ漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 おいかわ漁業 こい漁業 にじます漁業 ふな漁業 やまめ(さくらますを含む)漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	伊具郡丸森町 角田市 地先 阿武隈川 雉子尾川 奈良又川 五福谷川 新川 内川	次の基線甲ーア、乙ーイ、丙ーウ、丁ーエ、戊ーオ、己ーカ、 庚ーキ、辛ークと河岸線とによって囲まれた区域 基点甲 角田市小坂阿武隈川の角田市と柴田町境界に建てた左 岸標柱 基点乙 伊具郡丸森町耕野阿武隈川の福島県と宮城県境界に建 てた左岸標柱 基点丙 伊具郡丸森町大内青葉上雉子尾川と新田橋との交差点 上流端右岸 基点丁 伊具郡丸森町上滝奈良又川の堰堤下流端右岸 基点戊 伊具郡丸森町上滝上水道取水堰堤下流端右岸 基点己 伊具郡丸森町筆甫北山堰堤下流端右岸 基点庚 伊具郡丸森町四重麦ダム堰堤下流端右岸 基点辛 伊具郡丸森町土ヶ森砂防ダム下流端右岸 ア 基点甲から90度の線と対岸との交差点標柱 イ 基点乙から105度の線と対岸との交差点標柱 ウ 基点丙の対岸雉子尾川と新田橋との交差点上流端 エ 基点丁の対岸奈良又川堰堤下流端 オ 基点戊の対岸上水道取水堰堤下流端 カ 基点己の対岸北山堰堤下流端 キ 基点庚の対岸四重麦ダム堰堤下流端 ク 基点辛の対岸土ヶ森砂防ダム堰堤下流端	県の指示する 増殖事業を 実施すること	団体漁業権	伊具郡丸森町 角田市	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
内共第31号	第1種共同漁業	じゅんさい漁業 はず漁業 ひし漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	登米市 迫町 地先  長沼	長沼		団体漁業権	登米市 迫町	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
内共第32号	第1種共同漁業	えさむし漁業 しじみ漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	仙台市 地先  貞山運河	次の基線甲ーア、乙ーイと河岸線とによって囲まれた区域 基点甲 仙台市若林区井土浜と同市荒浜との境界二郷堀(新堀) との合流点下流端北岸 基点乙 仙台市宮城野区蒲生七北田川と貞山運河との合流点 下流端右岸 ア 基点甲の対岸井土浜と荒浜との境界二郷堀(新堀)との合流 点下流端 イ 基点乙の対岸七北田川と貞山運河との合流点下流端		団体漁業権	仙台市	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
内共第33号	第1種共同漁業	じゅんさい漁業 たにし漁業 ひし漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	登米市 迫町 栗原市 若柳 築館 地先  伊豆沼 内沼 荒川	次の基線甲ーアを結んだ線によって囲まれた伊豆沼、内沼及び これを連結する水路 基点甲 登米市迫町北方泥内荒川と泥内橋との交差点上流端 左岸 ア 基点甲の対岸荒川と泥内橋との交差点上流端		団体漁業権	登米市 迫町 栗原市 若柳 築館	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
内共第34号	第1種共同漁業	あさり漁業 えさむし漁業 しじみ漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	仙台市 名取市 地先  名取川	次の基線甲ーア、乙ーイと河岸線とによって囲まれた区域 基点甲 名取市関上名取川と貞山運河との合流点上流端右岸 基点乙 仙台市太白区袋原の広瀬川と名取川との合流点 上流端右岸 ア 基点甲から27度の線と対岸との交差点 イ 基点乙から42度の線と対岸との交差点		団体漁業権	仙台市 名取市	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで

漁場計画番号	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場区域	条件	個別漁業権又は 団体漁業権の別	関係地区	新規又は 継続の別	存続期間
内共第35号	第1種共同漁業	しじみ漁業 ひし漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	石巻市 (平成17年4月 1日合併前の 旧石巻市、 河北町、 河南町、 桃生町、 北上町) 地先  北上川 旧北上川 追波川 皿貝川	次の基線甲ーア、乙ーイ、丙ーウ、丁ーエ、戊ーオと河岸線と によって囲まれた区域 基点甲 石巻市住吉巻石前旧北上川右岸標柱 基点乙 石巻市和湊の旧北上川と神取橋との交差点上流端 右岸 基点丙 石巻市北上町十三浜立神126北上川左岸標柱 基点丁 石巻市成田地内の北上大堰の上流端から下流200m 地点右岸標柱 基点戊 石巻市河北町皿貝川と皿貝橋との交差点下流端右岸 ア 基点甲から110度の線と対岸との交差点標柱 イ 基点乙の対岸旧北上川と神取橋との交差点上流端 ウ 基点丙から170度の線と対岸との交差点標柱 エ 基点丁の対岸北上大堰の上流端から下流200m地点左岸 標柱 オ 基点戊の対岸皿貝川と皿貝橋との交差点下流端		団体漁業権	石巻市 (平成17年4月 1日合併前の 旧石巻市、 河北町、 河南町、 桃生町、 北上町 に限る)	継続	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
内共第36号	第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から 12月31日まで ただし宮城県 漁業調整規則 及び行使規則の 禁止期間を除く	岩沼市 亶理郡亶理町 地先  阿武隈川	次の基線甲ーア、乙ーイと河岸線とによって囲まれた区域 基点甲 岩沼市寺島の阿武隈川と貞山運河(五間堀川)との合流点 上流端左岸 基点乙 岩沼市寺島瀬崎の最上流の水制上流端 ア 基点甲から200度の線と対岸との交差点 イ 基点乙から280度の線と対岸との交差点		団体漁業権	岩沼市 亶理郡亶理町	新規	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで